#### 策定に関する条項について

計画等の策定に関する規定の令和2年12月末時点の条項数

全体:505条項(義務:202条項 努力:87条項 できる:217条項)

※ 1つの条項において計画の策定を義務付けるとともに別の計画の策定を「できる」とする場合があるため、 「全体」と「義務/努力/できる」の内訳の合計は一致しない。

- 創設により、その後は微増傾向が続いている。一方、努力義務規定、「できる」規定に 策定を義務付ける規定については、平成24年まで減少したものの、新たな規定の **しいては増加傾向が続いている**
- 受けた第1次一括法(平成23年5月公布)及び第2次一括法(平成23年8月公布)の成立等により、特に<u>平成22年から</u> 計画等の策定を義務付ける規定については、地方分権改革推進委員会による第3次勧告(平成21年10月7日)を 平成23年にかけて大きく減少している。 A
- <u> ついても増加傾向が続いており、令和2年12月末時点において、「できる」規定のうち</u> 法令上又は運用上、財政支援等の要件とされている計画等の策定に関する規定に 約4分の3の規定、努力義務規定のうち約3割の規定がこれに該当する
- 分野別にみると、特に、環境、農業、厚生といった分野で、策定を義務付ける規定が 多く見られる
- 法令やガイドライン等により明示的に可能とされている規定は全体の約16%に当たる 複数の地方公共団体が共同して計画等を策定すること(いわゆる「共同策定」)が 79条項

## 【参考】計画等の策定に関する条項のデータ(1/6)

く策定に関する条項数の推移(全体)>

※各年の12月末時点の条項数

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
義務	227	230	233	229	180	172	175	177	179	186	189	194	197	202
努力義務	18	20	24	25	41	45	20	28	61	70	72	77	85	87
できる	78	81	83	91	133	147	163	180	185	190	197	204	214	217
全体	323	331	340	345	354	364	388	415	425	446	457	474	495	202
													<b>\</b>	

く策定に関する条項数の推移(都道府県)>

このうち、共同策定が法令等により 明示的に可能とされている条項は79条項

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
義務	182	185	188	185	146	139	140	142	144	149	150	153	153	157
努力義務	13	15	17	18	31	34	38	45	46	51	55	22	09	61
できる	54	99	28	63	96	107	118	127	129	132	136	140	141	143
全体	249	256	263	266	273	280	296	314	319	332	338	348	354	361

く策定に関する条項数の推移(市町村)>

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
義務	108	111	112	111	92	95	92	16	86	101	104	106	110	112
努力義務	13	15	17	18	24	25	28	29	32	37	39	43	48	20
んきる	40	42	42	45	29	72	84	94	66	103	109	115	124	125
全体	161	168	171	174	183	189	207	220	229	241	251	263	281	286

※ 例えば、事業を実施するか否かは地方公共団体に裁量があるが、事業を実施する場合には計画等を 策定しなければならないという規定については「義務」と整理。

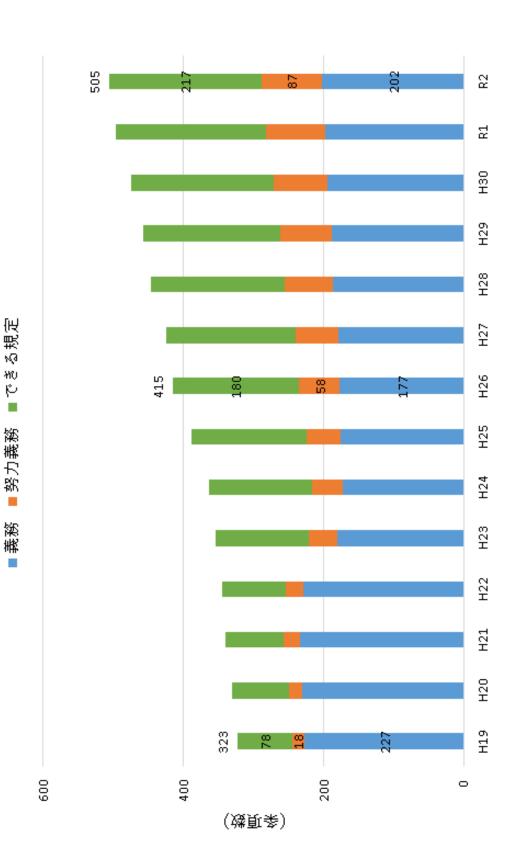
# 【参考】計画等の策定に関する条項のデータ(2/6)

く策定に関する条項数の推移(全体)・変動要因分析>

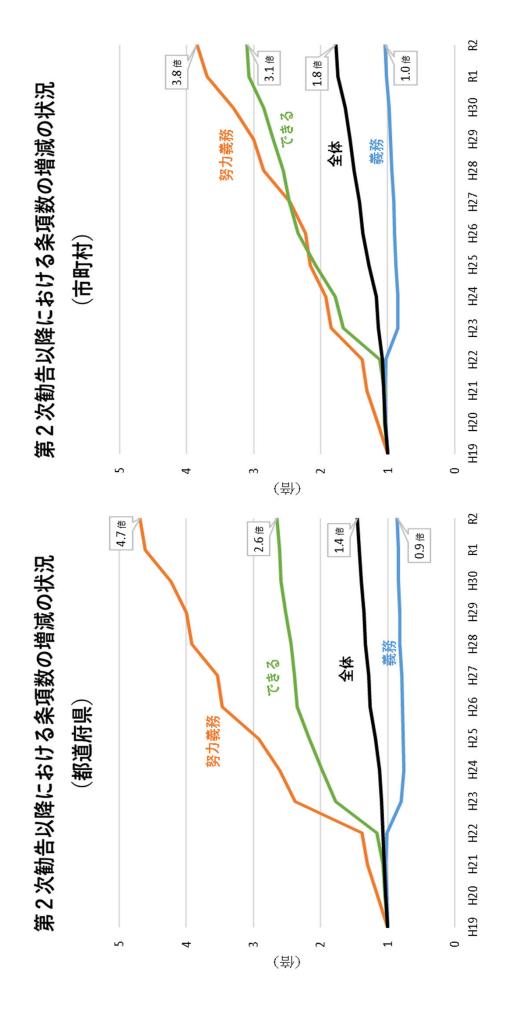
	\ <u>\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ </u>	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		1	\ - 	121								
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
義務	227	230	233	229	180	172	175	177	179	186	189	194	197	202
(変動) 新設	1	က	က	$\leftarrow$	2	4	က	4	2	7	က	7	4	വ
廃止	I	0	0	0	<b>▼</b> 2	∞ <b>∢</b>	0	0	0	0	0	<b>▲</b> 2	<b>▶</b> 1	0
義務化	I	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
努力義務化	I	0	0	0	<b>▲</b> 12	<b>▶</b> 1	0	<b>▲</b> 2	0	0	0	0	0	0
できる規定化	1	0	0	<b>▼</b> 2	<b>▲</b> 34	<b>▼</b> 3	0	0	0	0	0	0	0	0
24年十二年	0 1		VC	30	17	7	L L	01	13	02	7.0	77	0	0
労刀栽伤	ОТ	707	<b>47</b>	67	4 <sup>+</sup>	<b>1</b>	OC.	000	TO	2	71	, ,	CO	0 (
(変動) 新設	I	2	4		4	3	5	9	4	6	2	4	8	1
廃止	I	0	0	0	0	0	0	0	<b>▲</b> 1	0	0	0	0	0
義務化	I	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
努力義務化	1	0	0	0	12	T	0	2	0	0	0	$\leftarrow$	0	$\leftarrow$
できる規定化	I	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
できる規定	78	81	83	91	133	147	163	180	185	190	197	204	214	217
(変動)新設	I	4	2	3	6	11	16	18	9	2	10	6	10	∞
廃止	I	<b>A</b> 1	0	0	<b>▲</b> 1	0	0	<b>▲</b> 1	<b>▲</b> 1	0	<b>▶</b> 3	<b>▲</b> 1	0	▶ 4
義務化	I	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
努力義務化	I	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	<b>A</b> 1	0	<b>▶</b> 1
できる規定化	-	0	0	2	34	3	0	0	0	0	0	0	0	0
全体	323	331	340	345	354	364	388	415	425	446	457	474	495	505

## 【参考】計画等の策定に関する条項のデータ(3/6)

#### 策定に関する条項数の推移(全体)

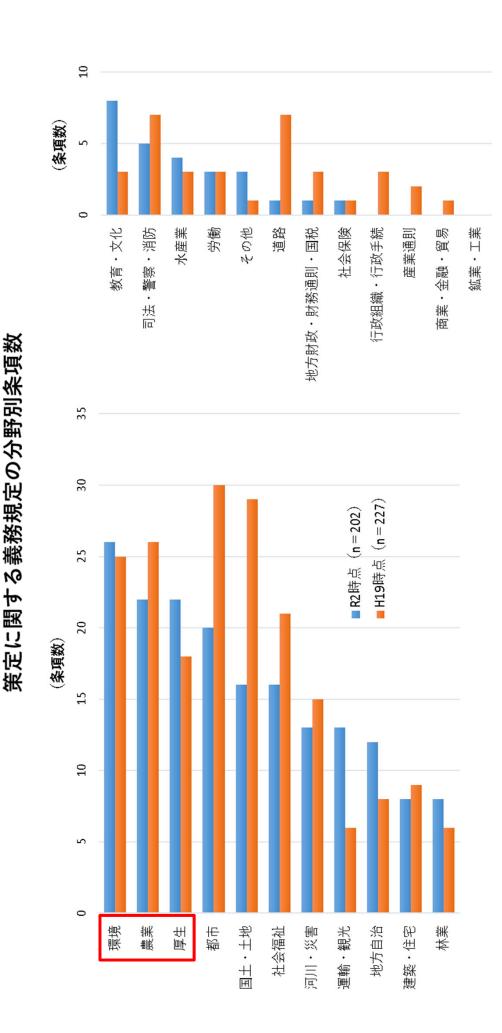


## 【参考】計画等の策定に関する条項のデータ(4/6)

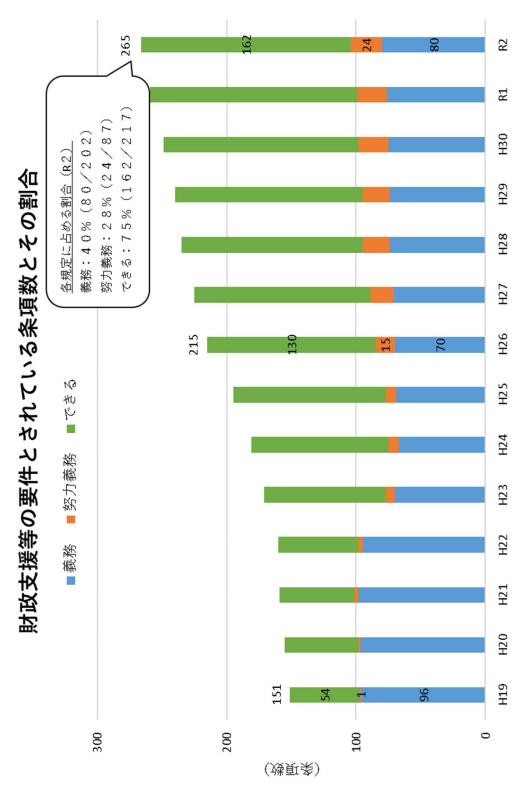


※ 地方分権改革推進委員会の第2次勧告の基礎となった平成19年12月時点の条項数を基準に 各年の条項数の倍率を算出したもの

【参考】計画等の策定に関する条項のデータ(5/6)



## 【参考】計画等の策定に関する条項のデータ(6/6)



(R2時点)法令で財政支援等の要件とされている条項※数は、上記の義務80条項のうち77条項、 努力義務24条頃のうち18条頃、「できる」162条項のうち156条項 地方公共団体は〇〇計画を策定するよう努めなければならない。 国は〇〇計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、補助金の交付を行うことができる。 ※規定例(「努力義務」の例) 第X条 第Y条

#### 内容に関する条項について

計画等の内容に関する規定:全体1, 735条項※1

できる:422条項) (義務:1,146条項 努力:233条項

(國)

- 計画等の策定に当たっての内容(盛り込むべき事項の記載)を義務付ける規定 計画等の期間に関する規定
- 計画等の内容に影響を与える規定(「●●計画は××方針に即して定めなければならない」等)
- ※1 例えば、1つの条項において一部の内容の記載を義務付け、一部の内容の記載を努力義務とする場合等があるため、 「全体」と「義務/努力/できる」の内訳の合計は一致しない。

#### 手続に関する条項について

計画等の手続に関する規定:全体1,809条項※2、※3

(義務:1,415条項 努力:278条項 できる:299条項)\*\*2

- できる:7条項) **議決に係る規定:45条項**\*\*(義務:41条項 努力:0条項
- 協議・調整・意見聴取・同意に係る規定:796条項※2

(義務:713条項 努力:91条項 できる:92条項

- できる:39条項) **許可、認可、承認、認定に係る規定:112条項<sup>※2</sup>(義務:73条項 努力:0条項** A
- 公示、公告、公表、閲覧・縦覧等に係る規定:523条項※2

(義務:443条項 努力:205条項 できる:17条項)

- ※2 例えば、1つの条項において一部の手続を義務付け、一部の手続を努力義務とする場合等があるため 「全体」と「義務/努力/できる」の内訳の合計は一致しない。
- ※3 1つの条項において複数の手続について規定する場合があるため、「全体」と各手続の内訳の合計は一致しな